

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都市長		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区吉祥院宮の東町2番地		平成 23年 9月 29日					
		氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社堀場製作所 代表取締役社長 堀場 厚 電話 075 - 313 - 8121					
主たる業種	分析機器製造業	細分類番号 2 7 3 5					
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					
計画期間	平成 23年 4月から平成 26年 3月まで						
基本方針	全社的な省エネ・省資源活動(機器設備類の高効率化機器への更新、運用面での社内省エネ活動の実施)による生産高原単位CO2排出量を年平均1%以上削減する。						
計画を推進するための体制	役員を筆頭にエネルギー管理体制の下、省エネ委員会事務局(総務部)が主体となり、各現場と共に設備更新を含めた省エネ計画に向けて活動を推進する。 またIMS(統合マネジメント)全社活動のテーマの下、総務部が推進主体となってCO2排出量の削減に向け、全社活動を実施する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20~22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	4,044.0 トン	3,979.4 トン	4,019.6 トン	4,100.7 トン	-0.3 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	3,967.4 トン	3,979.4 トン	4,019.6 トン	4,100.7 トン	1.7 パーセント	
目標の根拠	自動車業界の回復につれ、自動車分析装置の需要増が見込まれ、弊社業績の回復により工場稼働率が上がることが予想されるため、当面3年間での絶対量の削減は困難と思われるが、高効率照明への設備更新などにより上記の目標とした。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 (生産高/億円)	15.74	14.74	14.74	14.61	-6.58 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	今後は弊社中長期計画の推進および、業績の回復により生産量の増加が見込まれるが、下記の排出量削減取組を確実に実施し排出量抑制により、原単位では改善方向に向かうと見込まれる。						
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
		75.0 台	85.0 台	115.0 台	120.0 台		
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	高圧変圧器5台をトランス変圧器に更新。 開発棟の実験室空調(GHP)3台を高効率機器に更新。 本社工場敷地外の開発拠点を敷地内に集約。 24時間稼働フロア(工場の一部)の照明を高効率照明に更新。					
	(24)年度	クリーンルーム空調を高効率機器に更新。 工場の照明の一部(順次更新計画)を高効率照明に更新。 社内省エネ活動の継続実施。(室温管理、不要設備の停止、照明間引き等)					
	(25)年度	事務棟の屋上遮熱塗装を行う。 工場の照明の一部(順次更新計画)を高効率照明に更新。 社内省エネ活動の継続実施。(室温管理、不要設備の停止、照明間引き等)					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	全日マイカー通勤は禁止としているが、個人的にマイカーを通勤に使用している者もいると思われるため、社内にて毎月16日のノーマイカーデー参加協力依頼を行う。また自転車以外のバイク通勤者にも公共交通機関利用の協力を呼びかける。					
	上記の措置を採用する理由	通勤時のマイカー使用は把握しきれないが、個人の環境保全意識に訴え、ノーマイカーデーの参加者増を目指す。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減するもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン			
	合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	新製品開発時に製品のライフサイクルに配慮した環境適合設計を推進する。 また学校などへの環境出前授業を継続して実施するほか、市および府が提唱するライトダウンキャンペーン、ノーマイカーデーの活動に積極的に参加する。						
特記事項							

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。